



郡山市 **こども** **誰** **でも** **通園** **制度** の

利用登録申し込みのご案内

「同世代のお友達と遊んでほしい。」「先生にお歌や遊びを教えてもらいたい。」…そんな願いにお応えします。

保育所などに通っていないお子さんを月に10時間、保育所や認定こども園、幼稚園に通わせることができる「こども誰でも通園制度」を、ぜひご利用下さい。

1. 利用注意

「こども誰でも通園制度」は、利用する前に郡山市への利用登録が必要です！

・利用登録の方法については、「3 申込・利用方法」をご覧ください。

2. 利用要件

(1) 対象となるこども

- ① 0歳6か月～2歳のこども（満3歳の誕生日の前々日まで利用可）
- ② 未就園児（現在、認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所又は企業主導型保育事業所に通っていないこども）
- ③ 郡山市民（郡山市に住民票があること）

※医療的ケア児（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第2項）に規定する児童は受入体制が整っていないためご利用できません。

※申し込みいただいた利用登録の内容は、お子さんが利用する施設に市から情報提供いたしますのであらかじめご了承下さい。

(2) 利用時間・料金

利用区分	利用時間	利用料	その他
こども1人につき	1か月あたり 10時間 まで	1時間あたり300円程度 (施設により異なります)	・給食の提供を受ける場合、利用料の他に給食代(実費)がかかります。 ・生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は利用料の減免があります。

(3) 利用対象施設

利用する際は、利用登録後に施設に直接連絡し、事前面接を受けて下さい。

その後、初回利用の予約をして下さい。(利用希望日まで余裕をもって連絡願います。)

こどもに病気や障がいがある場合は、施設の面接で集団保育が可能と認められる場合は、利用できます。ただし、施設において職員の配置及び設備の機能上、受け入れが困難である時は、利用できない場合があります。

利用可能な曜日や時間であっても、既に利用定員に達している場合や、夏休み・冬休み、施設で行事がある日など、施設の都合により受け入れができない日があります。

◎利用対象施設

○令和7年4月からの利用対象施設

施設名	所在地	電話番号	対象年齢	利用可能な曜日・時間	一般利用料※
鶴見坦保育所	鶴見坦二丁目4-19	934-2800	0歳：3名 1歳：3名 2歳：2名	平日 8:30-16:30	300円

※この他の実施施設は決定し次第、郡山市ウェブサイトに掲載予定です。

※利用者の希望により、給食やおやつを提供を行う施設もあります。

給食の提供を受けた際は、利用料の他に給食代がかかります。(1食 280-500円程度)

★上の表の対象年齢の区分は令和7年4月1日時点の年齢です。なお、利用できるのは満0歳6か月～満3歳(誕生日の前々日まで)のお子さんです。

・減免対象となる場合の利用料

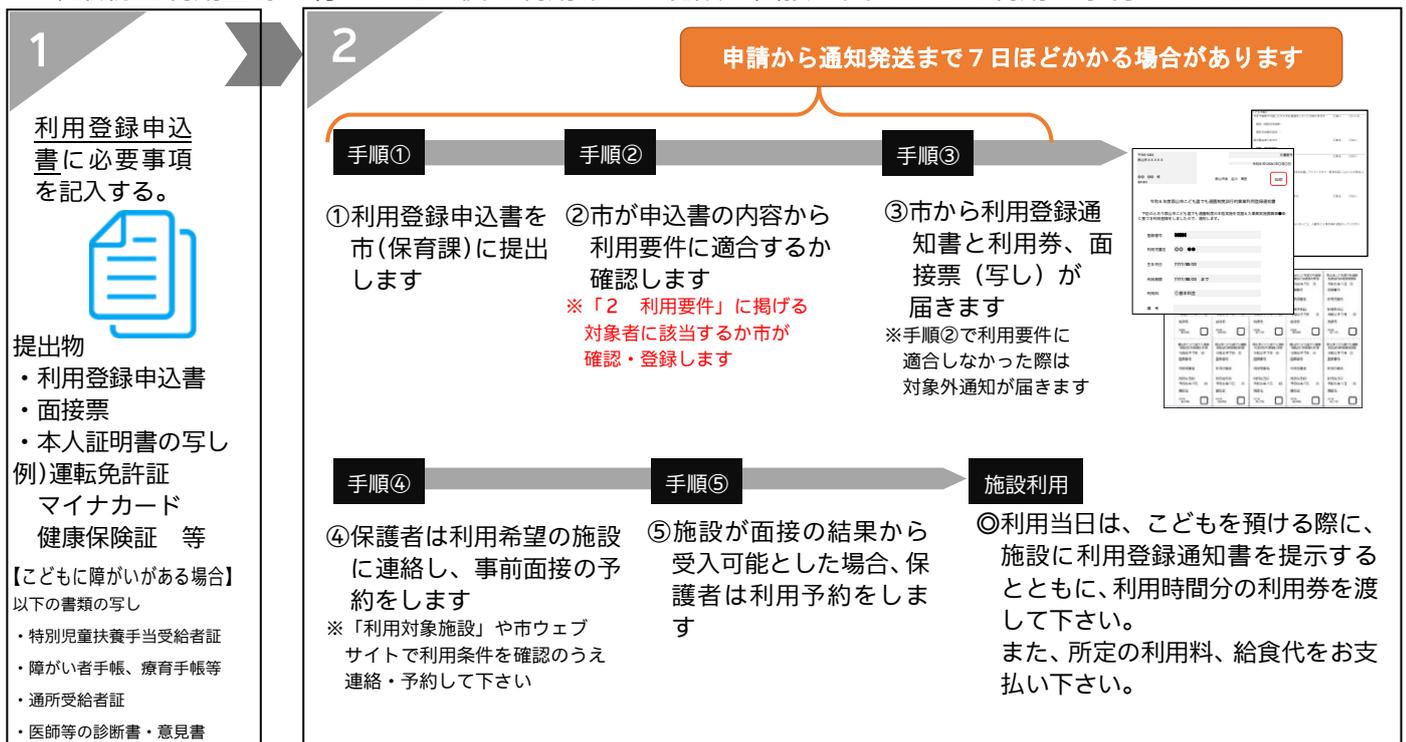
区分	利用料
市民税 非課税世帯	一般利用料から240円を免除
生活保護の 被保護者	一般利用料から300円を免除

注：市民税非課税世帯について、4～8月の利用については、令和6年度分の市民税の課税状況(令和5年中の所得による)で判定します。
9～3月の利用については令和7年度分の市民税の課税状況(令和6年中の所得による)で判定します。
市外からの転入等により確認ができない場合は、課税証明書等の提出をお願いする場合があります。

3. 申込・利用方法

(1) 利用の流れ

◆最初に利用登録を行い、その後に利用希望の施設で面接を受けてから利用の予約をします。



♪ 手順④以降の手続きの詳細について

1 利用希望施設での事前面接

お手元に「利用登録通知書」、「面接票」及び「利用券」が届きましたら、利用を希望する施設に、保護者から直接連絡をしていただき、保護者とお子さまの事前面接と、利用説明を受けていただきます。（面接の際に利用登録通知書、面接票を持参下さい。利用説明の際に、説明した内容を確認の上、確認した旨の署名をいただきます。）

※事前面接では、こどもの病気や障がいの状況等を確認し、集団保育が可能かを判断します。利用が難しい場合は、施設から市に引き継ぎ、市が他の福祉サービスの利用等をご案内します。

2 こどもの預け入れと、利用券・利用料の支払い

事前面接と利用説明が終わりましたら、利用の予約とこどもの預け入れが可能となります。利用日には、「利用登録通知書」と「利用券」を持参し、こどもの預け入れの際に予約した利用時間数分の利用券、利用料及び給食代（給食の提供を受ける場合のみ）を施設にお渡しして下さい。

1か月あたり10時間が利用できる時間数の上限となります。なお、当該月の残り時間分を翌月以降への繰り越し、翌月以降分を繰り上げて利用することはできません。

3 利用のキャンセルについて

利用の予約をした後に、利用者の都合でキャンセルを申し出る際は、以下の取り決め（キャンセルポリシー）のとおり取り扱いますので、内容ご確認いただき、同意のうえご利用下さい。

◎制度利用におけるキャンセルポリシー

1. 施設に利用予約が完了した時点で当キャンセルポリシーの対象となります。
2. 利用日の変更・キャンセルについては、基本的に利用日前日までに、予約をした施設に直接連絡してください。
3. 当日のお子さまの体調不良等、予期しない当日キャンセルについては、速やかに予約した施設にご連絡ください。
4. 当日のキャンセルについては、利用料のお支払いは必要ありませんが、予約時間分の利用券を施設にお渡しいただく必要がありますので、後日、予約した施設にご持参ください。
5. 無断でのキャンセルは施設や他の利用者への迷惑となりますのでお止めください。
6. 無断でのキャンセルについても、当日にキャンセルがあったものとみなします。よって、後日、予約をした施設に利用券をお渡しいただく必要があります。
7. 無断キャンセルや、当日キャンセル後の施設への利用券のお渡しをされない場合は、当制度の利用のお断りや、利用登録の取り消しをする場合があります。
8. キャンセルの取り扱い期限と利用券・利用料の扱いは以下のとおりとなります。

キャンセルの連絡日	利用日前日まで	利用当日
利用料のお支払い	なし	なし
利用券のお渡し	なし	予約時間分の利用券を施設にお渡しください
施設への給食代等の実費徴収分の支払い	各施設の判断による	

♪ 利用料金の考え方

利用券と利用料の算定の考え方は以下のとおりとなります。

- ①利用券、利用料は、予約した利用開始予定時刻から利用終了予定時刻の間で計算します。
- ②利用開始予定時刻を過ぎてお預かりした場合でも、利用開始予定時刻からの計算となります。
- ③お迎えが予定時刻より早まった場合でも、利用予定終了時刻までの計算となります。
- ④お迎えが予定時刻より遅れた場合は、実際のお迎え時間までの間で計算します。お迎えの予定時刻を15分以上超えて利用した場合は、1時間の利用をしたものとみなします。
- ⑤1回の利用時間が1時間未満の場合は1時間とみなします。

♪ よくあるお問合せ等

Q1 現在、認可外保育施設に在園していますが、利用できますか。

A1 認可外保育施設のうち、企業主導型保育事業所に通っているお子さんは対象外ですが、それ以外の認可外保育施設に通うお子さんは利用できます。

Q2 施設に、こどもを預けるのは初めてで不安ですが、特別な対応はありますか。

A2 施設と相談のうえ、利用始めの段階では親子通園とすることも可能ですので、事前面接の際に施設に申し出て下さい。

Q3 預け入れ中におやつや給食はありますか。

A3 原則として、預け入れ中におやつや給食の提供はありません。

ただし、施設によっては実費負担でお弁当の提供を行ったり、利用者が持参したお弁当やおやつを提供したりする施設もありますので、直接施設にお問い合わせ下さい。

Q4 月10時間を超えて利用することはできますか。

A4 当制度では月10時間を超えて利用することはできません。

ただし、「認可外保育施設」や「一時預かり事業」を併設している施設では、状況によって、そちらの利用が可能な場合がありますので、直接施設にお問い合わせ下さい。

Q5 認可保育所に入所が決まりましたが、何かする必要はありますか。

A5 入所以降は利用できなくなりますので、市までご連絡下さい。

※こども誰でも通園制度の利用登録者は、市が行う認可保育施設への入所調整において、「児童の保育状況」の点数である「施設等：10点」に該当することとなります。（ただし、父母のいずれかが入所申込児童に係る育児休業中である場合は、「育児休業中の父母：30点」（点数が高いほう）が、該当となります。）なお、認可保育施設へ入所した場合は、その日以降、こども誰でも通園制度の利用はできなくなりますので、御注意願います。

お問い合わせ先

郡山市こども部保育課 保育事業支援係 <市役所西庁舎3階>
住所：〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
電話：024-924-3541
E-mail: hoiku-shien@city.koriyama.lg.jp